

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（放射性物質分析・研究施設第2棟の設置）に係る面談
2. 日時：令和2年7月15日（水）14時00分～16時20分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者  
原子力規制庁  
原子力規制部  
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室  
竹内室長、澁谷企画調査官、松井安全審査官、伊藤係長、高木技術参与  
検査グループ 専門検査部門  
山元首席原子力専門検査官、宮崎上席原子力専門検査官  
福島第一原子力規制事務所  
小林所長、坂中専門官、木村専門官  
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所 担当5名（テレビ会議システムによる出席）  
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構  
担当8名（テレビ会議システムによる出席）

## 5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、実施計画の変更認可申請（放射性物質分析・研究施設第2棟の設置）について、資料に基づき説明があった。
  - 第2棟に係る確認事項
  - 分析・試験設備の火災防護について
    - ✓分析・試験設備で使用を想定している試薬の名称、保管方法及び各試薬の想定保管量
    - ✓各試薬の使用場所及び使用方法並びに試薬使用時の火災防護への配慮
    - ✓温度「高」警報発報時の対応
    - ✓隣接セル等への火災の延焼可能性
  - 建屋の火災防護について
    - ✓制御ケーブルへの難燃性材料の使用
    - ✓地下1階に非常用照明を設置しない理由
  - 保安体制について
    - ✓東京電力及び日本原子力研究開発機構（以下「JAEA」という。）の保安に係る役割分担
- 原子力規制庁は、上記の説明内容を確認するとともに以下についてコメントした。
  - 第2棟に係る確認事項
    - ✓確認事項は、実施計画の変更申請に当たり、事業者としてその工事及び性能について検査する項目を記載するものであり、以下に例示したものの以外も含め、再度検討し説明すること。
      - ・建屋外観確認並びに鉄セル、グローブボックス及びフードの漏えい確認
      - ・主要排気管の工事に係る確認事項としての耐圧・漏えい確認
      - ・液体廃棄物一時貯留設備における堰の床面積の確認

- ・ 試料ピットにおける形状管理の確認
- ✓ 主要排気管及び主要配管の寸法の計測方法について説明すること。
- ✓ 変更認可申請書本文中の「供用期間中に確認する項目」について、実際には放射線モニタの性能確認・動作確認を行うとのことだが、現状の記載ではその旨が分かりづらいため、記載の変更を検討すること。
- 火災防護について
  - ✓ 試薬使用時の火災防護への配慮や可燃物（ウエス、作業衣、手袋等）の取扱いについてどのようにルール化するのか説明すること。
  - ✓ 粉末消火器で消火することができない種類の危険物について、消火方法を説明すること。
  - ✓ 粉じん爆発対策について説明すること。
  - ✓ 使用を想定している試薬の1つに塩酸があるとのことだが、塩酸が鉄セル、グローブボックス及び配管に及ぼす影響について説明すること。
  - ✓ 初期消火活動時の東京電力とJAEAの役割分担について説明すること。
- 保安体制について
  - ✓ 今回、東京電力とJAEA両者の組織間の取決めによる基本的な体制について説明があったが、放射性物質分析・研究施設第2棟を運用する際の具体的な保安管理上の課題やリスクとなる事象を洗い出し、各々の場合における両者の役割や保安管理体制、対応手順を整理して説明すること。

## 6. その他

資料：

- 放射性物質分析・研究施設第2棟に係る実施計画の変更認可申請について（第2棟に係る確認事項）
- 放射性物質分析・研究施設第2棟に係る実施計画の変更認可申請について（分析・試験設備の火災防護について）6月24日面談資料改訂版
- 放射性物質分析・研究施設第2棟に係る実施計画の変更認可申請について（建屋の火災防護について）6月24日面談資料改訂版
- 放射性物質分析・研究施設第2棟に係る実施計画の変更認可申請について（保安体制について）7月2日面談資料改訂版